

# 室 報



ベルリンの壁とナチス時代の地下牢跡が保存されているニーダーキルヒナー通り（ドイツ・ベルリン）

## ◀目次▶

2016年度日本LD学会公開シンポジウム 開催報告	2
ドイツにおける父親支援活動 —ベルリン父親センターの取り組みから—	4
台湾人元「慰安婦」女性のミュージアム 「阿媽の家」	7

書評『心に刻み 石に刻む —在日コリアンと私—』	9
『旅行作家な気分』	10
新研究員紹介	11
公開講座、編集後記	13

# 2016年度日本LD学会公開シンポジウム 開催報告

加戸 陽子

LD学会は学習障害をはじめとする各種発達障害の支援に携わる専門家や教師、その他実践家や保護者らによって設立された。本学会では定例の研究大会とは別に年1回の公開シンポジウムも開催されている。2016年度の公開シンポジウムは『発達障害のある児童生徒に対する2E教育の理念による支援～大学進学への移行支援と通級指導教室での支援の最新事情～』というテーマで12月23日（金）に関西大学100周年記念会館（吹田市千里山キャンパス）にて開催された。国内外より約600名の方々に参加いただいた。



今回のシンポジウムのメインテーマは実行委員長でもある本学文学部の松村暢隆教授の専門領域である発達障害のある子どもの抱える障害と才能の双方を重視した支援すなわち“2E : twice-exceptional”教育とし、午前は松村教授による基調講演、午後は外部のシンポジストによる話題提供の2部構成で行われた。本稿の報告者がこの公開シンポジウムの実行委員会事務局長として運営に携わる機会を得たことより、本室報に寄稿することとした。

基調講演では近年発達障害をとまなう子どもに見られる「才能」の部分に注目したとりくみが様々に報告される中、“2E”の概念の拡散や混乱が生じつつある点を踏まえ、特別支援教育に携わる者として望ましい2Eの理解のあり方について解説がなされた。発達障害のある子どもの抱える才能と障害の状態はその双方が周囲にも

気づかれやすいほど顕在化している場合もあれば、才能と障害のバランスによってそのいずれかに気づかれにくかったり、双方ともに認識されない場合もあり、今後の特別支援教育において重要なことは、子どもたちの二重のニーズを見極める観察眼を養う点にあると強調された。このような多様なニーズのある子どもへの2E教育の実践に向けて、子どもの障害と才能のそれぞれの実態把握を教師と専門チームで取り組むとともに、教師に対する二重のニーズへの気づきを高める研修の必要性も指摘された。

講演のまとめとして、認知的個性を活かした指導と苦手な面を考慮した合理的配慮の実施が必要であり、小学校から大学までの指導・支援の連携体制の整備や、小・中学校の段階から就労のみならず進学も視野に入れたキャリア教育の実施、さらに子ども自身の自己理解を高める支援が重要であると述べられた。



松村暢隆教授

午後のシンポジウムでは奈良市立鳥見小学校校長の今西満子先生、横浜市立中村特別支援学校校長の吉原勝先生、鳴門教育大学大学院学校教育研究科の小倉正義准教授、富山大学保健管理センターの西村優紀美准教授の4名の先生方をシンポジストとしてお招きし、小学校から大学までの各段階での特別支援教育に関する先進的な実践についてご報告いただいた。また、日本LD学会理事長である筑波大学人間系の柘植雅義教

授および文部科学省特別支援教育課の田中裕一先生には各シンポジストへの質問やコメントをしていただいた。各シンポジストにより共通して挙げられたのは発達障害児・者自身による自己理解の重要性であった。小学校や段階から適切な自己理解に向け、子どもが身に着けた知識・技能の実践の促し、自己効力感や肯定感を得られるような居場所づくり、判断力や得意不得意を他者に伝える能力の涵養、不得意部分を自分なりに補う力の育成などのきめ細やかな配慮の必要性が指摘されていた。

また、大学での取り組みとしては富山大学での実践例として、学生がつまづきやすい大学生生活のポイントをもとに障害特性に応じた対処法の説明、模擬講義での受講体験、シラバスを見て履修要件を意識しながら時間割を作成する体験、先輩からの体験談の聴講といった多様な取り組みが報告された。こうしたプログラムは

受験生にとって大学への具体的なイメージが持て、各自の障害特性と興味関心に沿った進路選択の必要性を認識し、学びを支える自己管理能力の重要性についても知ることができ、本人のみならず保護者も進学に向けた見通しがもてる良い機会となっていることなど、本学の修学支援でも参考になる視点を得ることができた。

(文学部教授)



(写真：関西大学写真部 田中亜依)



# ドイツにおける父親支援活動

— ベルリン父親センターの取り組みから —

多賀 太

2017年2月下旬から3月上旬にかけて、公益財団法人笹川平和財団「男女平等における男性の役割」事業開発における欧州調査にメンバーの1人として同行させていただく機会を得た。その際訪問したドイツの「ベルリン父親センター」(Väterzentrum Berlin)での父親支援活動の様子を紹介する。

ベルリン父親センター(以下、センター)は、ベルリン中心部のブランデンブルク門から東北東に4kmほど離れた旧東ベルリン地区にある。日本の公設の男女共同参画センターのような大きな施設をイメージしていたが、到着してみると、幹線道路から交差する通りの角を曲がって50mほど進んだところにあるビルの1階だけを使用した、こぢんまりとした施設であった。



父親センターの外観

入り口のドアを開けると、センター長のエバーハート・シェーファー(Eberhard Schäfer)氏が満面の笑顔で私たちを出迎えてくれた。部屋を見渡すと、思い思いの場所で、子どもたちがおもちゃで遊んだり、父親に絵本を読んでもらったりしており、父親同士もリラックスした様子で楽しそうに談笑している。父親と子どもたちが、タテ、ヨコ、ナナメ、いずれの関係においてもとても打ち解けており、和気藹々と交流している様子がとても印象的であった。



センターに集う父と子

## 開設の経緯と運営

センターが開設されたのは2007年1月。行政からの助成金を得はしているが、民設民営の施設である。センター開設において中心的な役割を果たしたシェーファー氏は、その経緯を次のように語った。

当時ドイツでは、父親の育児参加の重要性が語られてはいたものの、それを支援するための社会の体制は整っていなかった。父親の育児休業取得率約3%という当時の数値が示すように、実際に父親の育児参加はそれほど進んでおらず、子育て関連の行事を開催しても参加する親の8割以上は母親だったようだ。そこで、父親支援のニーズが潜在的に存在すると考えたシェーファー氏らは、父親を子育てへと引きつける支援のあり方をあれこれと模索した。そして、父親たちが集うセンターを作るという発想に行き着いたのだという。

センターがどのようなところなのかを人々に知ってもらうため、通りに面した一番広い部屋を「集いのスペース」にして、外から様子が見えやすいようにガラス張りにした。そして、父親たちを歓迎する雰囲気醸し出すことを狙って、部屋の内装をマスキュリン(男性的)なデザインにしたという。シェーファー氏の言葉通り、集いのスペースは明るめの色でコーディネートされており、壁や天井には、男性や男の子が好みそうな、スポーツ用品、楽器、工具、乗

り物のおもちゃなどを素材に用いたユニークで奇抜な装飾が施されている。



集いのスペース

センターは、シェーファー氏と、もう1人の専任スタッフであるマーク・シュルテ (Marc Shulte) 氏の2人を中心に運営されている。その他に、センターと連携して相談事業やイベントを担当する非常勤スタッフが十数名いる。運営費用の大半はベルリン州政府の教育省家族局が提供する家庭教育のための助成金で賄われているが、以下に紹介する行事や相談事業の参加費や利用料も運営費用の一部に充てられている。

### 父親支援活動

センターの活動は、大きく分けて3つの柱からなる。1つめは、パートナーが妊娠中の男性、いわゆる「プレパパ」を対象とした1回3時間の講習である。この講習は、産科の病院で開催されているが、それは、産科を訪れたパートナーを介してプレパパたちに講習の存在を知ってもらえるのに加えて、彼らに出産に立ち会うことを勧めるのに好都合だからである。

パートナーの妊娠を知ったプレパパたちは、生活費を稼ぐという伝統的な父親役割の重みがさらに増すことと、生まれ来る乳児の世話という新しい父親役割も果たさねばならないこととの間で葛藤を感じる。しかし、彼らの多くは、そのことを誰にも語らず一人で思い悩む。そこで講習では、パートナーとお互いの気持ちを語り合い相互理解を深めることの大切さを伝えているという。また、多くのプレパパたちは、実際に父親になるまで、具体的にどう乳幼児の世話をすればよいのかがイメージできていない。父親も母親と同じように子どもとの愛着関係を形成しうることを学ぶと、一様に驚くという。

2つめの柱は、父親たちと子どもたちに集い

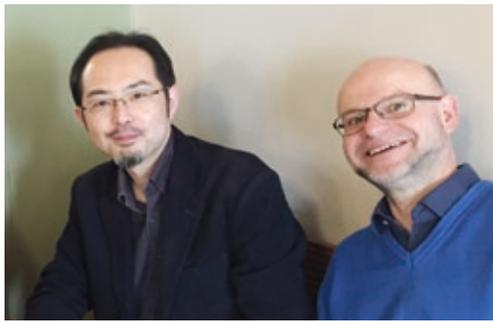
と交流の場を提供する活動である。そうした活動として定例的に行われているのが「カフェ」の時間。父親たちが子どもと一緒にセンターを訪れ、お茶や軽食を楽しみながら、子どもを遊ばせたり、他の親と交流したりするというものである。「パパ・カフェ」は、主として育児休業を取得している父親をターゲットとして平日の昼間に開催されており、参加できるのは0～2歳の小さな子どもを連れて父親だけである。「ファミリー・カフェ」は、毎週土曜の午前から昼過ぎまで開催されており、0～5歳の子どもを連れて親なら誰でも（父親だけでなく母親も）参加できる。筆者らが訪問したのは、ちょうどこのファミリー・カフェの時間帯であった。

不定期に行われる行事として、野外キャンプ、カヌー・ツアー、サッカーゲーム・トーナメント、お絵かきイベント、クリスマス・パーティーなどもある。父親たちは、特に意図的に何かを教えられなくても、子どもを交えたこれらの活動を通して、様々な学びを得るのだという。

父親支援活動の3本目の柱は、相談事業である。1年間に約1,000人のクライアントが相談に訪れるが、そのほとんどが離婚に関わる相談である。現在ドイツでは、毎年約20万人の子どもたちが両親の離婚を経験しており、18歳までに約3分の1の子どもがそうした経験をするという。こうしたなか、妻と離婚した多くの男性にとって、離婚後に子どもといかなる関係をいかにして築いていくかが重要な課題となっている。

センターでは、離婚した父親に対して、法律相談の他に心理相談やグループワークなどのプログラムが準備されている。ドイツでは、離婚後の父親に対する法律相談はあちこちで行われているが、心理的な相談事業は珍しいという。法律相談は非常勤の法律家が行い、心理相談は3年間の専門的訓練を受けて「システミック・カウンセラー・セラピスト」の資格を取得したシェーファー氏と、もう一人のカウンセラーが行っている。

他にも、育児と仕事の両立講座、女性のための男性理解講座、父親支援の専門家養成講座、性的マイノリティの親の自助グループなどの支援事業を行っている。



センター長のシェーファー氏(右)と筆者

### 日独の父親をめぐる状況

シェーファー氏によれば、10年前と現在とで、ドイツの父親たちと彼らを取り巻く社会の雰囲気は大きく変わったという。当時は、育児休業はキャリアにダメージを与えるという考え方が強く、育児休業を取得して子育てする父親は「母親がすること」をしている特殊な存在と見なされていた。彼らが父親同士でつながることは少なく、パートナーの指示のもとで孤立して育児をしながら一人で思い悩むことが多かったという。

しかし現在では、育児休業が男性のキャリアにダメージを与えるという考えは薄れており、父親にとっての育児は、母親の役割の肩代わりなどではなく、「どの父親でもすること」と見な

されつつあるという。そして、少なくともセンターに集う父親たちを見る限り、互いに悩みを語り合ったり情報交換をしたりしながら、母親のサポート役にとどまらない「自立した育児担当者」として、主体的に「父親としての育児」を実践している様子が見えてくる。

ドイツは、日本ほどではないにせよ、EU諸国の中では最も「男性稼ぎ手」意識が強く男女賃金格差が大きい国の1つである。また、日本で2010年に導入された「パパ・ママ育休プラス」を伴う育児休業制度は、2007年にドイツに導入されて父親の育児休業取得率を押し上げるのに一役買ったとされる「両親手当」(Elterngeld)に比較的近い制度である。そうした意味で、ドイツと日本は、仕事と子育ての分担をめぐる社会的状況に関していくつもの類似点を持ち合わせている。それにもかかわらず、日本の父親の育児休業率がいまだかつて3%を超えたことがないのに対して、ドイツの父親のそれは2014年までのわずか8年間で約3%から34.2%へと30ポイント以上も上昇している。この違いはどこから来ているのだろうか。ドイツのワーク・ライフ・バランス施策や父親支援活動から日本が学べることは、まだまだ多そうである。

(文学部教授)

---

### 参考資料

Eberhard Schäfer, 2016, "Supporting Fathers: An Issue for Gender Equality, Work-Life Balance and Child Wellbeing Politics." 『家族社会学研究』 Vol.28, No.2, 169-179.

厚生労働省「平成27年度雇用均等基本調査」の結果概要, <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/71-27-07.pdf>

JILPIT, 2016, 「父親の育児休業取得率、34.2%」, [http://www.jilp.go.jp/foreign/jihou/2016/08/germany\\_01.html](http://www.jilp.go.jp/foreign/jihou/2016/08/germany_01.html)

Väterzentrum Berlin, <http://vaeterzentrum-berlin.de/>

(URL最終確認日 2017年5月10日)

### 謝辞

ベルリン父親センター訪問を含む本出張機会を与えてくださった公益財団法人笹川平和財団と、多くの時間を割いてセンターの見学と聴き取りに協力してくださったシェーファー氏にお礼申し上げます。

# 台湾人元「慰安婦」女性のミュージアム「阿媽の家」

守 如子

第二次世界大戦下を生き残った人々が数少なくなる中で、歴史にかき消されてしまいそうな人々の「記憶」を残そうとする試みが、世界各地で進められている。ユダヤ人の暮らしや戦時下の記憶を残そうとするドイツ各地の試みや、日本軍元兵士の証言映像を記録するNPO法人ブリッジ・フォー・ピースの活動、広島平和記念資料館の被爆者証言ビデオの収集…。2016年12月に設立された、台湾人元「慰安婦」の女性たちの人生の物語を知ることができる「阿媽(あま)の家—平和と女性人権館 (AMA MUSEUM)」もその一つである (写真1)。



写真1

「阿媽の家」は「慰安婦」常設展を中心とした展示エリア (写真2) と、女性の地位向上のための活動エリアからなる。展示スペースでは、台湾人元「慰安婦」の「阿媽 (おばあさん)」のそれぞれのライフストーリー (写真3) を始めとして、「慰安婦」制度はいつから始まったのか、台湾人「慰安婦」はどのようにして集めら

れたのか、海外の慰安所で何があったのか、そして、1990年代から今日にいたる、戦時性暴力に対する国際的な人権運動に関しても知ることができる。



写真2



写真3

とりわけ圧巻なのが、「葦の歌」と名づけられた記念空間である。細長い空間には、台湾人元「慰安婦」を象徴する1000本以上のアクリル管が空間を照らしている (写真4)。よく見ると、

そのうち59本が金色の管で、人名を照らし出していることがわかる(写真5)。この空間は、ミュージアムで知ることができる59人だけでなく、2000名はいたと言われる、名前もわかっていない台湾人「慰安婦」一人ひとりに人生の物語があったことを私たちに喚起してくれている。

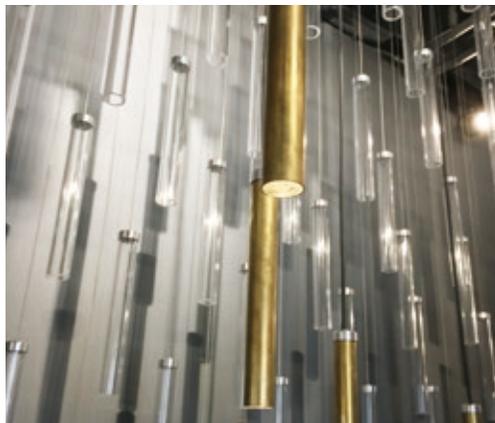


写真4

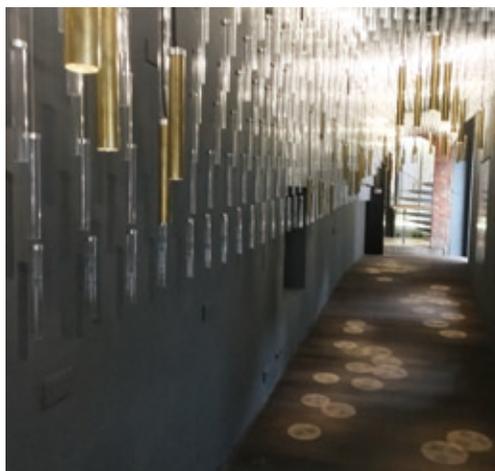


写真5

大学の講義で「慰安婦」問題を扱ったとき、この問題の存在自体をしらない学生が少なくない数でいることに驚いたことがある。「慰安婦」という言葉を聞いて、看護婦と誤認した学生も複数みられた。その一方で、「慰安婦」という言葉は知っていたものの、韓国との政治的対立問題としてしか認識しておらず、さまざまな国や地域の人々が「慰安婦」にされたことを知らない人も多かった。

「阿媽の家」は私たちに次のように問いかけている。

「第二次世界大戦における「慰安婦」は、「慰安婦」となった女性たちの身も心も非常に傷つけることになりました。」「戦争が終わり、台湾に帰ることができた元「慰安婦」サバイバーたちは、帰国後に偏見や差別に晒されました。」「慰安婦」となった人たちは、強制されたのか、そうではないのかという議論があります。そのどちらであったとしても、実態は性的な暴力であったという事実が変わりはあるでしょうか。」

「慰安婦」というテーマは、「反日」、「親日」といった議論に陥りやすいのですが、日本政府の「慰安婦」に対する態度に抗議することは、日本が憎いということになると思いますか。」

私たち、戦争を知らない世代に求められていることは、国家の意識にとらわれて、この問題を政治的対立の問題に矮小化するのではなく、戦争の中を生きた一人ひとりにおきた苦難を真摯に受け止めることにあるのではないだろうか。女性の人権が軽視されたり、女性が性的な暴力にさらされたりすることは、現在でもいまだ大きな問題である。歴史を記憶し、戦争の傷跡を平和の礎とし、人間の尊重と男女平等、暴力のない未来が実現することを願って作られた「阿媽の家」は、誰にとっても決して他人事ではない問題関心を掲げている。

「阿媽の家」は、台北の人気観光地の一つ、迪化街に位置している(涼州街と交差する南側にある)。ミュージアムの入り口には、カフェも併設している。台湾旅行の際には、ぜひ気軽に立ち寄って、女性たちの人生に思いをはせてみてほしい。(社会学部准教授)

ホームページ <https://www.twrf.org.tw/amamuseum>

# 『心に刻み 石に刻む —在日コリアンと私—』

(飛田雄一著、三一書房、2016年11月)

評者：熊谷明泰



本書は、前著『現場を歩く 現場を綴る』（2016年6月）の続編として刊行され、腰巻には「横行するヘイト・スピーチの土壌には、戦後における植民地支配の未解決問題が横たわっている」と書かれている。「皇民化」を進めた天皇制イデオロギーを払拭し得ない日本社会の思想状況こそ、植民地支配の未解決問題の根源である。前著に収録された「『昭和天皇の死』と朝鮮」は、天皇制国家イデオロギーが戦後も命脈を保ってきた現実を、昭和天皇危篤を前後する時期の世相をもとに、鮮烈に描き出している。宮内庁が編纂した『昭和天皇実録』では、「例によって天皇の肉声は採用されない」（『昭和天皇実録』と戦争）栗原俊雄著、2015年）と指摘されるように、戦争責任に関わる天皇の「肉声（発言）」記録が今も隠匿されている。戦争責任を問わないまま「象徴天皇」なる衣替えをした天皇制の裏面に「神聖不可侵」の「国体」思想が今も温存されているためである。

金石範は「天皇がシンボルだと言うけれど、われわれにしてみれば昔から同じですよ。戦後もあの体制の上に立ったものが続いているわけだ」（『国境を越えるもの—「在日」の文学と政治—、212頁）と語ったが、「同化と排除」の論理に依拠した在日朝鮮人に対する処遇は、「解放国民」に対するそれとは程遠いものだった。本書「第3章 法的地位」は在日朝鮮人に対する法的処遇を綿密に考察しており、読み継がれてよい優れた論考だろう。これは、「第1章総論」からも分かるように、飛田氏が孫振斗裁判、申京煥事件、指紋押捺拒否など、在日朝鮮人の闘いにコミットする中で、必要に迫られて執筆されたものだといえよう。

「第2章 歴史編」では、武庫川河川敷の朝鮮

人スラム強制撤去の様子が臨場感溢れるタッチで描かれている。強制代執行の現場を取材した「神戸新聞」（1961年7月28日、夕刊）の記事は、この論考中の圧巻である。

「堤防の上と下とで重苦しいにらみあいがつづく。「強制執行反対だ！」「貧乏人の住む家をよこせ」—怒号が飛ぶ。青いヘルメットが堤防を降りかけた。と、バケツにくんだ汚物がまかれた。「妨害をすると、公務執行妨害で逮捕します」と警察のマイクが叫ぶ。赤ん坊を背負った中年の朝鮮婦人が川原で大声をあげた。「殺すつもりか」「子どもに朝飯を食わすぐらい待ってくれ」悲痛な泣き声だ。（中略）バラック一軒ごとに立ち入り禁止のナワ張りがされた。家の中から若い男が飛び出して棒を振り上げた。もみ合い、手錠がかかった。堤防へひきずり上げられる。後に残った男の子が「おとうちゃん」と泣く。取りこわしが始まった。第一号になった夫違封さんの奥さんの声が響く。マキ割りを手に持って「こわすなら私を殺してからにしてください。」と玄関前に仁王立ち。」

この在日朝鮮人の生きざまに魂が震えた記者の思いは、飛田氏のものでもあったのだろう。本書は神戸という地域に根差した歴史を紹介している点でも貴重なものである。

第1章は2015年4月に飛田氏が行った講演の記録で、市民運動とともに歩んだ自叙伝となっている。地道に市民運動を続けてきたからこそ、飛田氏は公の場で、恥じることなく自伝を語るができるのだろう。飛田氏の書くものには、一時代前からの愚直なまでの良心が貫かれている。だからこそ、本書は安定感があり、好感の持てる著作だと思う。

(外国語学部教授)

## 書評

# 『旅行作家な気分』

(飛田雄一著、合同出版、2017年1月)

著者飛田雄一氏は、大学院修了直後から神戸学生青年センターに勤務し(現在、館長)、長年にわたり市民運動に携わっている人である。1971年に結成された「むくげの会」は、その活動の一環として毎年韓国各地を訪問し、飛田氏はその旅行記録を執筆してきた。また、「神戸・南京をむすぶ会」(事務局長:飛田氏)は南京事件を考えるとという趣旨のもとに結成され、1997年から毎年、南京及びその他の地域をセットにした行程で訪中している。飛田氏は毎回それらの旅行記録を執筆してきた。本書はこれらを時系列的に並べて編纂されたものである。

飛田氏が初めて訪韓した1978年当時、御用労組の統制を打破して決起した東一紡績やYH貿易の女工に対して暴力的弾圧が加えられていた。これらの女工と接触したことで、その後3年間韓国への入国が認められなかったという。よく「文は人なり」と言うが、飛田氏の文章には着飾ったところがなく、硬軟合わせ持った内容が平易な文体で綴られている。本書は、朝鮮半島や中国の歴史や文化について、「旅行作家な気分」というタイトルよろしく同伴者気分を読ませてくれる好著といえる。また、「現地に学ぶことの大切さはよく強調される。日本国内で強制連行の現場を訪ねた時にも感じるが、歴史的事実をリアルに再現してくれる」(p.106)と考えて行われてきた中国や韓国に残る日本軍戦跡巡りの記録が本書の核心部分をなしている。旅先では現地の人々から善意で迎えられたようだが、一宿一飯の恩義を忘れない律義さが行間に溢れており、また、旅先でのハプニングも紹介されていて興味深い。飛田氏は、淡々と旅行体験を記しており、そこには中国や韓国をことさらに批判する歪んだ思考が全く見られず、読んでいて不快感を覚えることがない。

ところで、在米韓国人たちが白頭山(長白山)



評者: 熊谷明泰

の山頂で「讚美歌や韓国の愛国歌(国歌)を歌い、「韓国統一万歳」を叫んでいた」情景も記録しているが、その歴史的・政治的解釈は、私見を挟まず読者に委ねるというスタンスで一貫している。

常々、歴史の語り手側の意図が歴史遺跡の解釈に滲みこむものだが、旅行者にはこの意図を見透かす見識が問われる。中国における日本軍の虐殺・虐待の事実に関しても、歴史的検証を示すことなく同様のスタンスを貫いているが、文字化する時、こうしたスタンスがどこまで許されるのだろうかと思う。また、「非戦・反戦」の誓いを固める戦跡巡りで満足が得られるとしても、侵略された側にすれば、やられたところばかり見て回られるのもこころよいものではないだろう。

評者が韓国の大学に勤務していた頃、朝鮮語に及んだ日本語の影響について調べていたところ、教え子から「そんなこと調べて、先生は楽しいんですか?」と、刺々しい質問を受けたことがある。軍靴とともに日本語が海外に広められた歴史をどう考えるのかという問いかけだった。広範なアジア地域における戦争犯罪も、日本帝国の「栄華」と裏腹の関係にある。したがって、その「栄華」への自負がちらつく加害者の贖罪意識は、往々にして被害者から欺瞞だと批判されかねない。「英霊」を追悼する「保守」と、侵略の犠牲者を追悼する「革新」というねじれを抱えたまま、「日本人」という同一人格の中での二面性が分裂したまま共存している。「右傾化」は、このねじれ模様の揺れにすぎない。少なくとも、アジアの人々にはそうとしか映らず、日本人のぶれ続ける歴史認識に根深い不信感を抱かせているのである。

(外国語学部教授)

## 新研究員紹介



### 里見 繁

2017年度より新たに研究員に加えて頂きました。よろしくお願ひ致します。

私は、2010年度から関西大学の社会学部で教鞭をとっていますが、それ以前は、毎日放送で働いていました。そのほとんどを報道局で記者として活動しましたが、更にそのほとんどをドキュメンタリー番組の企画、制作に費やしてきました。この間に制作した作品は(正確に記録を調べたことはありませんが)100本前後に達すると思います。この中には、今は亡き冒険家・植村直巳さんの南極への探検旅行を綴った「夢大陸ひとりぼっち」、大阪大学の調査隊に同行した「イースター島巨人像の謎」(開局35年特番)、マヤ遺跡の日本メキシコ合同調査隊の発掘記録である「よみがえるマヤ1990」「よみがえるマヤ1991」(開局40年特番)、宗教の聖地を信者と共に訪ねた「巡礼・世界の聖地」(開局50年特番)など、毎日放送の社を挙げた記念の特別番組なども含まれていますが、私自身が取材者として最も力点を置いてきたテーマは「冤罪」です。

「冤罪」は敗戦後の新刑事訴訟法のもとでも生まれ続けています。しかし、日本のマスコミは冤罪の報道にそれほど高い関心を払っているわけではありません。私自身は、1991年に大阪・高槻市で起きた選挙違反事件を取材した際に、実に、検挙された147人全員が嘘の自白をしてい

たことを知り、「目から鱗」が落ちると同時に、以後、冤罪の取材にのめり込みました。「浜松・幼児せっかん死事件」「日野町事件」「布川事件」「足利事件」「福井・女子中学生殺人事件」「痴漢冤罪事件」「飯塚事件」「袴田事件」「名張毒ぶどう酒事件」など、番組化した冤罪事件は枚挙に暇がないほどです。

今回、研究員として最初に投稿させていただくのは「東住吉事件」です。これも、去年、再審で無罪が確定した典型的な冤罪事件です。「典型」とは何か。それは、「確信犯」の検察によってでっち上げられ、「不作為犯」の裁判所によって有罪判決が言い渡された事件、とすることができます。「確信犯」とは、きちんと捜査すれば無罪だと分かるはずなのに、つまり、冤罪だと分かっているながら起訴に持ち込んだ、という意味です。「不作為犯」とは、きちんと調べれば無実だと分かるはずなのに、検察の主張に安易に乗り、その主張通りに有罪判決を下した、という意味です。いずれも「きちんと」していないのです。これが日本の刑事裁判の実態です。「東住吉事件」については、テレビ局時代に取材が足りず、「冤罪」の確信が持てずに番組化をあきらめた経緯があり、その反省を込めて、映像でできなかったことを文章で残すことにいたしました。

冤罪を知ったものはそれを伝え、広め続けなければならない。冤罪に関わったジャーナリストの共通の使命だとも言えます。今後も、研究員に加えて頂いたこの場所から、冤罪について発信し続けていきたいと考えています。よろしくお願ひ致します。(社会学部教授)





## 上杉 聡

関西大学で私は、1982年度から2015年度までの33年間、非常勤として「部落史研究」の科目を担当させていた

できました。

登壇した当初は、まだ駆け出しの研究者でしたから、私の書いた論文数では、数回の講義で、もうネタ切れになってしまったものです。初年度は半期、残りの10数コマを埋めるための勉強が始まりました。

2年目からは、早くもそれが倍の回数となり、教えるために勉強する日々がつづきました。

しかし、この「授業時間数」という容器を与えられたおかげで私は、無理矢理広い視野を与えられ、勉強しながら部落史のあらゆる分野へと関心を広げ、授業時間の空白を埋めることを強いられました。

やがて私にとってこの科目は、1年かけて部落の通史を教える場となり、それをより充実させていくことが目標となりました。当時、部落史の講座は他大学にも多くありましたが、起源から現在までの通史を教えるものは、関大の私の講義以外ありませんでした。

与えていただいたこの科目により、私は研究者として育てていただいたと感じてきました。今も関西大学に深い感謝を抱いています。毎週訪れてくる一部・二部の講義は、学生たちと史料を挟んで部落の歴史に思いを馳せる、もっとも良質で豊かな時間として、生活の中心となっていました。

その際、関大の図書館が、私のもうひとつの学びの場となりました。豊富な蔵書の中を、ま

るでイタチが駆け巡るかのように私は歩きまわり、文献や史料を貪って読み、そこで新しい発見をたくさんすることができました。

私の講義録は、2000年代に入って、ようやく「これでわかった！部落の歴史」と「これでなっとく！部落の歴史」の2冊セットの新しい通史として世に出すことができました。これらは、大学での講義を文章化したものとして、多くの現場の先生方に読んでいただき、小中高の歴史教科書の記述が変わるきっかけともなりました。

数年前に関大の講義は後進にゆずりました。その後、上記の書籍には、現場の先生方の需要に急ぎ応えるため、にわかづくりの側面があることに、自身の不満が募ってきました。人生の晩年を迎え、改めて学問的な水準を高めた通史を書き上げるため、さらなる努力が必要ではないかと考えるようになりました。

またその書籍の内容を、わかりやすくDVDにして子どもたちに伝える作業も進めています。この作成のためにも、多くの文献が必要であるため、もう一度大学の図書館を利用できる方法がないかと考えたところ、人権問題研究室の委嘱研究員となる方法が、短期間ながら残されていることを室長から教えていただき、その席も与えてくださいました。

年齢の関係から、わずか1年の勤務となりますが、そのあいだ、図書館のイタチとして、書庫を駆け巡り、上記の私の2つの目的に加え、人権問題研究室の紀要に論文を提供させていただくなど、何かお礼を兼ねてお役にたつ事を果たしたいと思っています。

同室の先生方からは、どうか老人へのいたわりの思いで接していただければ幸いです。

(委嘱研究員)



## 2017年度 人権問題研究室 公開講座

回	日程	テーマ	講師	会場
89	5月26日(金)	大きく変わる部落史教育	上杉 聰 (委嘱研究員)	尚文館マルチメディアA V 大教室 午後1時～午後2時30分
90	6月23日(金)	台湾における日本統治期建造物の文化遺産化 - 表象されない記憶の行方をめぐって -	村島 健司 (委嘱研究員)	
91	10月20日(金)	障がい者スポーツの現状と今後の取り組み(仮題)	涌井 忠昭 (人間健康学部教授)	
92	11月24日(金)	スポーツとジェンダー・LGBT(仮題)	井谷 聡子 (文学部助教)	

### 編集後記

本号は、研究員の活動報告3件と書評2件、および新研究員の紹介を掲載できた。寄稿して下さった方々に心より御礼申し上げます。

2017年度は2名の新研究員をお迎えした。「新」とはいえ、ご両名とも長年の研究実績は傑出しており、お二人の加入で研究室内が大いに活性化されることであろう。

障害者問題研究班の加戸研究員からは、昨年末に本学で開催された日本LD学会公開シンポジウムについて、報告があった。シンポジウムでは、本学文学部の松村暢隆教授が基調講演を行い、外部のシンポジストによる話題提供がなされた。LDとは、Learning Disorder すなわち学習障害のことであるが、視覚障害や聴覚障害、知的障害など見えやすい障害に比べて対応が遅れており、LDの子供たちが適切な支援教育を受けられる環境は十分に整っているとはいえない。近年は大学へ進学するケースも増えてきたので、本学にとっても喫緊の課題であるといえよう。

「男女平等における男性の役割」事業開発における欧州調査に参加した、ジェンダー研究班の多賀研究員からは、ドイツの「ベルリン父親センター」の取り組みや、その歴史的経緯などが紹介された。とりわけ、センターが開設された2007年におよそ3%であった父親の育児休業取得率が、2014年には34.2%まで上昇した事実には驚かされる。ドイツの事例から学べることは多そうである。

同じくジェンダー研究班の守研究員からは、昨年末に設立されて間もない、台湾人元「慰安婦」女

性のライフストーリーの一端を伺うことのできるミュージアム「阿媽の家——平和と女性人権館」について、報告があった。「阿媽」とは、本来、中国在住の外国人に雇われている中国人女中を指す。一方、台湾でも広く信仰されている道教の女神・媽祖の愛称でもある。戦後70年以上過ぎて、今なお戦争が生み出した悲劇の「記憶」を残そうとする試みに、平和への強い祈りを感じた。

また、人種民族問題研究班の熊谷研究員には、同じ研究班の飛田研究員の2冊のご著書、『心に刻み石に刻む—在日コリアンと私—』および『旅行作家的な気分』について書評を寄稿していただいた。飛田研究員のご著書は、前の室報でも『現場を歩く 現場を綴る—日本・コリア・キリスト教—』について私が書評させていただいている。1年も経たないうちに異なる3つの出版社から著書を刊行するという離れ業だが、常に現場に立って、現場で考え、現場から発信してこられた飛田さんの熱い思いが、時節を得てほとばしり出たものと考えたい。勇気を与えてくれる三部作である。(宮本 要太郎)

関西大学人権問題研究室室報 第59号  
2017年7月10日発行  
発行／関西大学人権問題研究室  
〒564-8680 吹田市山手町3丁目3番35号  
電話 (06) 6368-1182  
FAX (06) 6368-0081  
<http://www.kansai-u.ac.jp/hrs>

